

第3次 きょう いのち ほっとプラン (京都市自殺総合対策推進計画)



令和5年3月
 京都市
CITY OF KYOTO

はじめに



自殺は、その多くが「追い込まれた末の死」です。

そんな不幸を防ぐ自殺対策は、「生きることへの支援」

であり、本市が実施する施策の多くが、最終的に自殺対策に繋がると言つても過言ではありません。

本市では、「市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、平成22年に「きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）」を策定。京都で培われてきた「地域力」や「市民力」を生かした取組の充実など、これまで2度の改定を経て、全力で自殺予防に取り組んでまいりました。

プランの策定以降、市民・関係者の皆様の御尽力もあり、本市の自殺者数は減少を続けておりましたが、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大により、事態は一変しました。

長引くコロナ禍で市民生活に甚大な影響が出ているとともに、孤立、孤独、格差などの社会的課題が顕在化、加速化しています。同時に、減少していた自殺者数も、令和2年以降、全国的に増加。本市でも同様の傾向となっています。

この危機的な状況を打開するため、今回のプランでは、深刻化が懸念される女性や子ども・若者の自殺対策の強化や孤独孤立対策との連携など、コロナ禍で顕在化した様々な課題に焦点を当て、対策を充実させています。

今回のプランの策定を機に、市民の皆様のかけがえのない大切な命を守るために、思いを新たに、全庁挙げて全力で取組を推進してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、多大なる御尽力をいただきました「京都市自殺総合対策連絡会」の皆様、貴重な御意見や御提言を数多くお寄せくださいました多くの市民の皆様に、厚く御礼申し上げます。

令和5年3月

京都市長 門川 大作

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	4
4 基本理念	4
第2章 前計画の取組状況	5
1 取組方針ごとの取組状況	5
第3章 自殺の現状	7
1 全国の自殺の動向	7
2 京都市の自殺の現状	8
3 こころの健康づくりに関する意識調査の結果まとめ	10
第4章 自殺対策について	13
1 自殺対策の考え方	13
2 取組方針	14
3 計画の体系	17
4 具体的な取組	18
第5章 自殺対策の推進体制	27
1 推進体制・役割	27
2 計画の評価と見直し	28
関係団体	30
1 京都市自殺総合対策連絡会	30
2 京都市自殺総合対策連絡会 ワーキンググループ会議	31



計画の概要

1 / 計画策定の背景

(1) 国の動向

全国の自殺者数は、平成10年以降、年間3万人前後で推移していましたが、平成22年以降、年々減少し、令和元（平成31）年には2万人を下回りました。しかし、令和2年は、新型コロナウイルス感染症の影響で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に、女性や小中高生の自殺者が増え、平成21年以降、11年ぶりに前年を上回りました。

国においては、平成18年に『自殺対策基本法』を施行、平成28年に改正し、自殺対策を新たに「生きることの包括的な支援」と位置付け、国が率先して対策を推進しながら、都道府県及び市町村に、自殺対策についての計画策定することを義務付けるなど、関係機関の取組の促進を図りつつ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、対策を進めているところです。

令和4年10月には、国の自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」が5年ぶりに見直されました。大綱では、自殺対策基本法の成立時とコロナ禍以前までを比較し、自殺者数が着実に減少していることについて、これまでの取組の成果としています。一方で、長期化するコロナ禍により人との接触機会が減り、人との関わり合いや雇用形態をはじめとした様々な変化が生じていることから、引き続き、コロナ禍の自殺への影響の情報収集・分析をしつつ、新たに生じた課題への対策を推進することが盛り込まれました。

(2) 計画策定の趣旨

本市では、国の「自殺対策基本法」及び「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、総合的な自殺対策を推進するために「きょう いのち ほっとプラン—京都市自殺総合対策推進計画一」を平成22年に初めて策定しました。

その後、平成26年に中間評価及び見直しを行い、平成29年3月には、2次計画となる「きょう いのち ほっとプラン—京都市自殺総合対策推進計画一（改定）」（以下「前計画」という。）を策定し、令和3年に自殺死亡率（人口10万人当たりの1年間の自殺による死者数）が14.4以下となるように、

計画に掲げた様々な自殺対策に全力で取り組んでまいりました。

計画の策定以降、全庁的に取組を進めてきた結果、本市の自殺者数は、平成22年の331人をピークに着実に減少し、令和元年には179人と過去最低の自殺者数となりました。しかし、新型コロナウイルス感染症が令和2年から日本全体に拡大して以降、全国の自殺者数と同様に、本市の自殺者数も令和2年から増加に転じています。このように自殺者数が増加に転じた背景には、国の自殺総合対策大綱でも示されたとおり、長引くコロナ禍による人との関わり合いや雇用形態をはじめとした様々な変化や、女性や子ども・若者の自殺につながりかねない問題の深刻化などが挙げられます。新型コロナウイルス感染症の影響は現在も継続していることから、本市においても、新たに顕在化したこれらの課題に対して、必要な対策を講じていく必要があります。

このような状況を受け、本市では、前計画の計画期間（平成29年度～令和3年度）の終了に伴い、令和3年度に次期計画を策定する予定でしたが、国、府等の動向を踏まえるとともに、孤独・孤立対策や新型コロナウイルス感染症の影響による暮らしの不安やこころの悩みなど新たな課題にも対応するため、「誰も自殺に追い込まれることのない京都市の実現」を目指し、現行の計画期間を1年延長し、令和4年度に「第3次 きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）」を策定することといたしました。

(3) 計画策定の検討経過

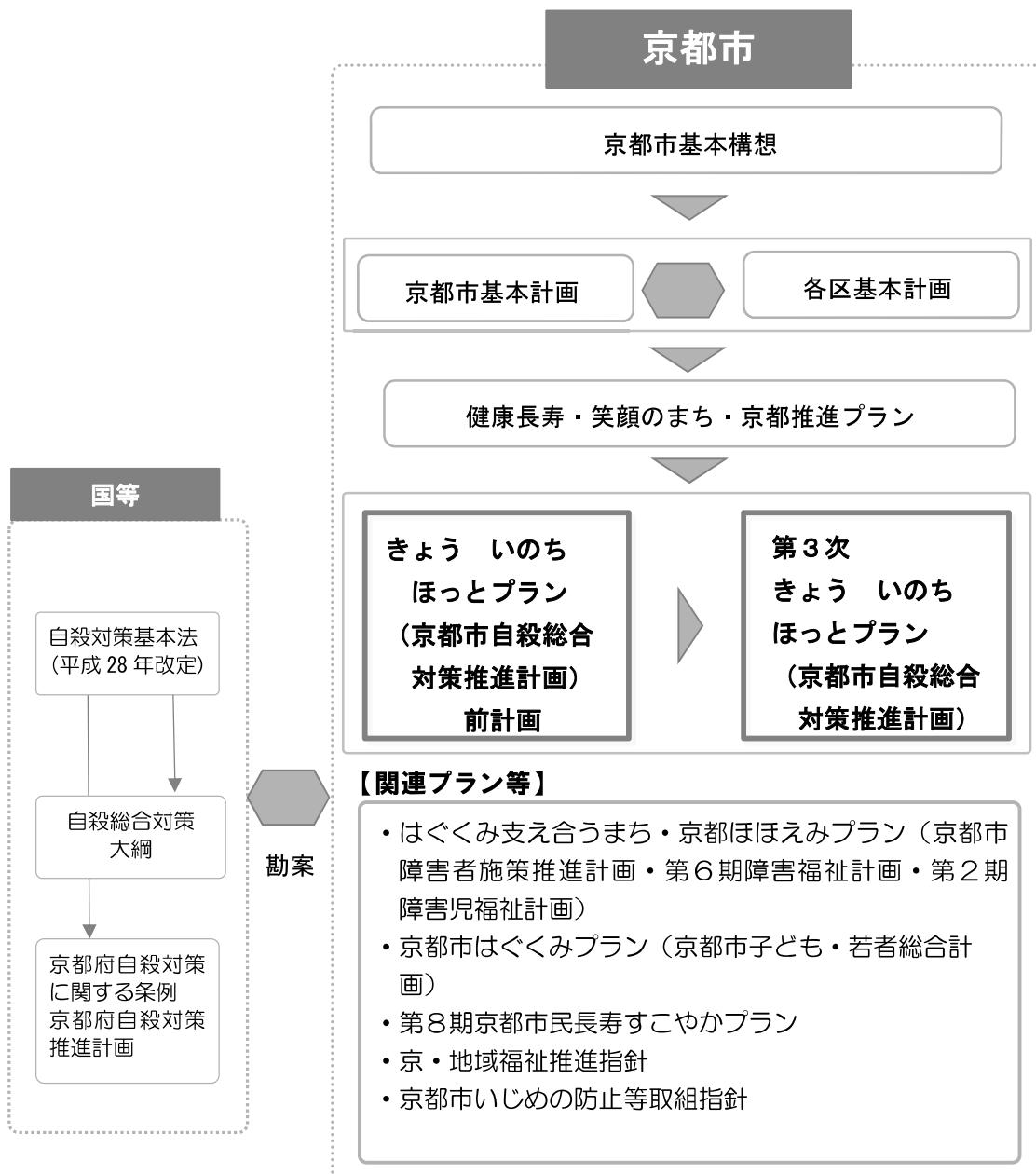
本計画の策定に当たっては、「京都市自殺総合対策連絡会」及び「京都市自殺総合対策連絡会ワーキンググループ会議」における検討を通じて各関係機関・団体から多くの意見をいただきました。議論を通じ、官民が連携しながら一人ひとりができるることを行い、包括的な生きる支援を目指していくことを確認しました。

また、令和4年12月26日から令和5年2月2日までの約1か月間にわたり、本計画の策定に係る市民意見募集（パブリックコメント）を実施し、135件の御意見をいただき、本計画をまとめるに当たり、参考とさせていただきました。

2 / 計画の位置付け

本計画は、平成28年に改正された「自殺対策基本法」第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として、令和4年に見直された「自殺総合対策大綱」、令和3年3月に策定された「京都府自殺対策推進計画」及び地域の実情を勘案して策定するものです。

また、「京都市基本構想（グランドビジョン）」、「はばたけ未来へ！京プラン2025（京都市基本計画）」及び各区基本計画、「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」の分野別計画であるとともに、「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」「京都市はぐくみプラン」などとの関連性を保つものとします。



3 / 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

国の法律や社会情勢の動向により、必要な場合は計画を見直します。

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
きょう いのち ほっとプラン [改定]										

4 / 基本理念

市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、
市民一人ひとりが、かけがえのない「いのち」を大切にするこころと
生きる力を育むとともに、人と人とのこころがつながり、
ともに支え合うまち・京都をつくります

前計画の取組による成果を踏まえ、継続的かつ着実に取り組むため、
引き続き基本理念を継承することとします。

歴史に培われた豊かな文化や、市民が大切にしてきた京都らしい住民自治の気風を大事にし、連綿と培われてきた地域力を生かし、人と人とのこころのつながり、「気づき」と「見守り」により誰もが生きる喜びとこころの安らぎを実感でき、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

<本計画における「自殺」と「自死」の表記について>

本計画では、国の自殺総合対策大綱における表現、NPO法人全国自死遺族総合支援センターの『「自死・自殺」の表現に関するガイドライン』なども参考にしながら、「行為」を表現するときは「自殺」を、遺族や遺児に関する表現は「自死」を用いて、使い分けています。



第2章

前計画の取組状況

1 取組方針ごとの取組状況

前計画では、基本理念の実現のため、5つの取組方針を掲げ、自殺の総合的な施策を推進してきました。

取組方針1 市民一人ひとりがお互いに気づきと見守りのできる地域づくり

(取組数 14)

市民が、自殺に関する問題やうつ病等の精神疾患に対する正しい知識を持つよう普及啓発し、市民一人ひとりがこころの健康に関心をもち、見守りのできる地域づくりに取り組んできました。

【主な実施中の事業】

- ・啓発イベントの開催
- ・「アルコールと健康を考えるセミナー」等講演会の開催
- ・こころのふれあい交流サロンの活動の充実
- ・こころのふれあいネットワーク活動による啓発活動
- ・京都市地域自殺対策推進センターを中心とした連絡会、庁内推進会議の開催

取組方針2 適切な相談支援と医療につなげる体制づくり

(取組数 25)

市民が、様々な悩みを気軽に相談できる体制や相談機関同士の連携体制を整備し、また、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応ができ、医療につなぐことができるよう、体制等の充実に取り組んできました。

【主な実施中の事業】

- ・ゲートキーパー養成の研修会の実施
- ・「きょう ほっと あした くらしとこころの総合相談会」の開催
- ・「かかりつけ医・産業医うつ病対応力向上研修会」の実施
- ・「自殺予防いのちの電話」の運営
- ・メール相談事業の実施
- ・コロナ禍に対応した相談体制の拡充（きょう こころ ほっとでんわの24時間化）

取組方針3　自死遺族等への支援

(取組数 3)

自死遺族やその周囲の人々に対する相談体制やサポート体制を充実し、また、自殺未遂者やその家族等に対する長期的な支援体制づくりに取り組んできました。

【主な実施中の事業】

- ・こころのカフェきょうと（自死遺族サポートチーム）への支援
- ・「きょう こころ ほっとでんわ」の運営

取組方針4　ライフステージに合わせた支援

(取組数 15)

自殺の背景は若年層、中高年層、高齢者層で異なっていることが多いため、それぞれの世代や問題に応じた取組を進めてきました。

【主な実施中の事業】

- ・スクールカウンセラー（全市立小・中・高・総合支援学校）の配置
- ・スクールソーシャルワーカーの配置
- ・こども相談 24 時間ホットラインの開設
- ・スマイルママ・ホッと事業の推進
- ・産業保健総合支援センターとの連携協働
- ・「一人暮らしお年寄り見守りセンター事業」の推進

取組方針5　学生・寺社のまちという京都らしい力を生かしたこころ安らぐまちづくり

(取組数 4)

京都の特徴である「大学のまち」「寺社の多いまち」を生かし、大学との連携や寺社等の関係団体と連携し、こころ安らぐまちづくりを進めてきました。

【主な実施中の事業】

- ・「京都学生祭典」の促進



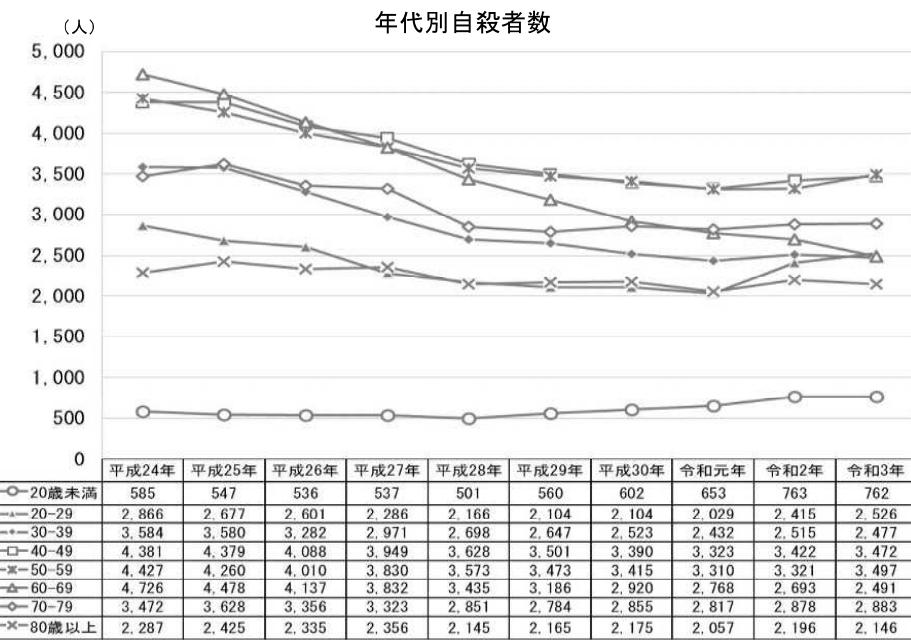
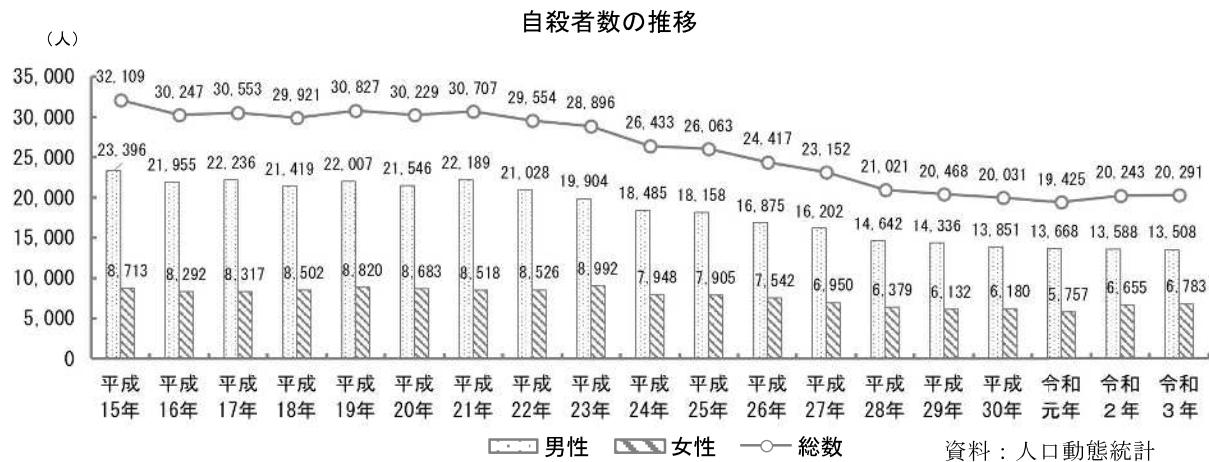
第3章

自殺の現状

1 全国の自殺の動向

我が国の自殺者数は、平成10年以降3万人を超えて平成15年にはピークを迎え、その後3万人前後で推移していました。近年では自殺者数は減少傾向にあり、令和元年には2万人を下回りましたが、令和2年に増加に転じています。

男女別にみると、女性よりも男性の自殺者数が多い状況が続いています。また、年代別では、20歳未満の自殺者数が増加傾向となっています。

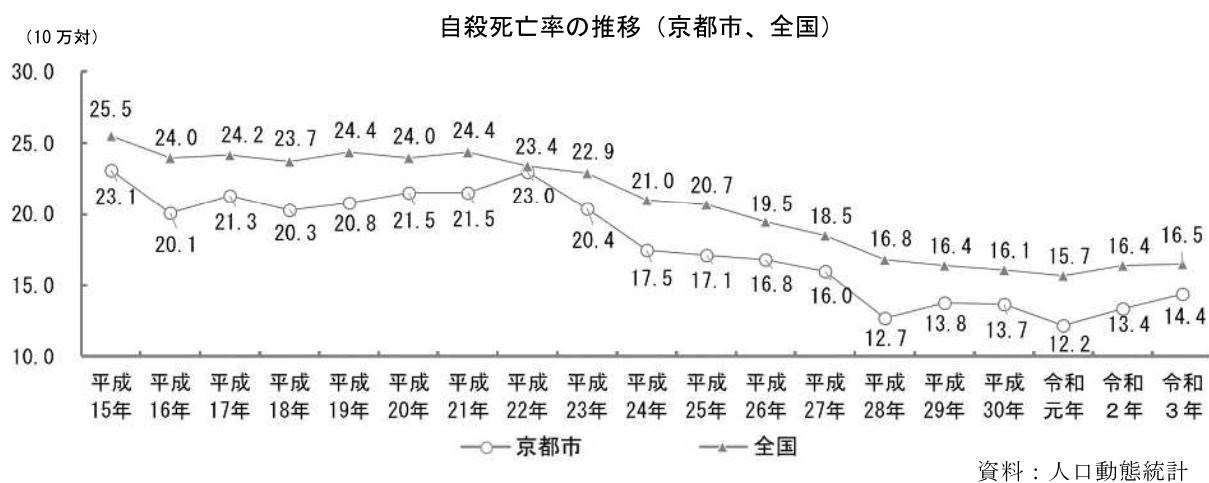
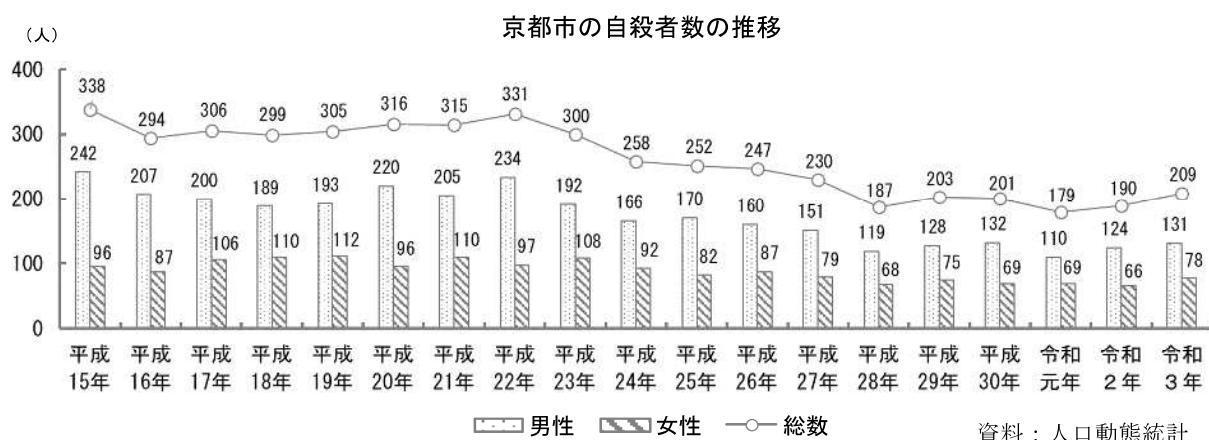


2 / 京都市の自殺の現状

(1) 自殺者数の推移

本市の自殺者数の推移をみると、毎年300人前後の水準で推移していましたが、平成23年からは減少傾向にあり、平成28年以降は200人前後で推移していますが、令和2年以降は全国同様増加傾向にあります。

自殺死亡率は、全国より低い水準で推移しています。



年代別にみると、京都市の令和3年における自殺者数は、40歳代が最も多く、次いで20歳代、70歳代が多くなっています。

また、本市の特徴として、人口に占める大学生の数が多いことから、自殺者数における大学生の割合も高くなっています。

年代別自殺者数の推移

	平成 29 年			平成 30 年			令和元年			令和 2 年			令和 3 年		
	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数
20 歳未満	4	2	6	1	2	3	3	4	7	6	1	7	6	0	6
20~29 歳	11	7	18	22	7	29	10	6	16	14	6	20	20	11	31
30~39 歳	15	7	22	15	6	21	23	6	29	13	6	19	16	9	25
40~49 歳	28	17	45	24	7	31	21	15	36	20	13	33	31	14	45
50~59 歳	22	15	37	24	10	34	23	10	33	20	9	29	19	9	28
60~69 歳	20	9	29	16	10	26	7	11	18	11	10	21	11	11	22
70~79 歳	20	9	29	20	14	34	14	10	24	25	14	39	17	14	31
80 歳以上	8	9	17	10	13	23	9	7	16	15	7	22	11	10	21
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	128	75	203	132	69	201	110	69	179	124	66	190	131	78	209

資料：人口動態統計

職業別自殺者の全国比較

	平成 29 年		令和 3 年	
	京都市	全国	京都市	全国
自営業・家族従業者	6.6	6.8	5.4	6.2
被雇用者・勤め人	26.1	30.2	28.7	31.9
学生・生徒等	7.1	3.8	6.9	4.9
無職者	59.2	57.6	56.4	55.4
不詳	0.9	1.6	2.5	1.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：地域の自殺の基礎資料（警察庁「自殺統計」）

児童・生徒等の自殺者数

児童・生徒等（全年齢）	京都市（平成 29 年～令和 3 年合計）		全国（平成 29 年～令和 3 年合計）	
	自殺者数（人）	割合	自殺者数（人）	割合
高校生以下	13	17.1	2,088	45.7
大学生	54	71.1	1,921	42.1
専修学校生等	9	11.8	558	12.2
計	76	100.0	4,567	100.0

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

3 / こころの健康づくりに関する意識調査の結果まとめ

(1) 調査の概要

① 調査の目的

こころの健康や自殺に関する市民の意見や現状等を把握し、本市が取り組むべき課題と今後の施策の方向性を明らかにするとともに、第3次計画となる「きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）」の基礎資料とするため、以下の方法で実施しました。

② 調査対象

京都市在住の18歳以上の方の中から4,000人を無作為抽出

③ 調査期間

令和2年10月30日から令和2年11月26日まで

④ 調査方法

郵送・WEBのいずれかによる回答

⑤ 回収状況

配 布 数	有効回答数	有効回答率
4,000通	1,838通	46.0%

⑥ 調査結果の表示方法

回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。

また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(2) アンケート調査結果の概要（抜粋）

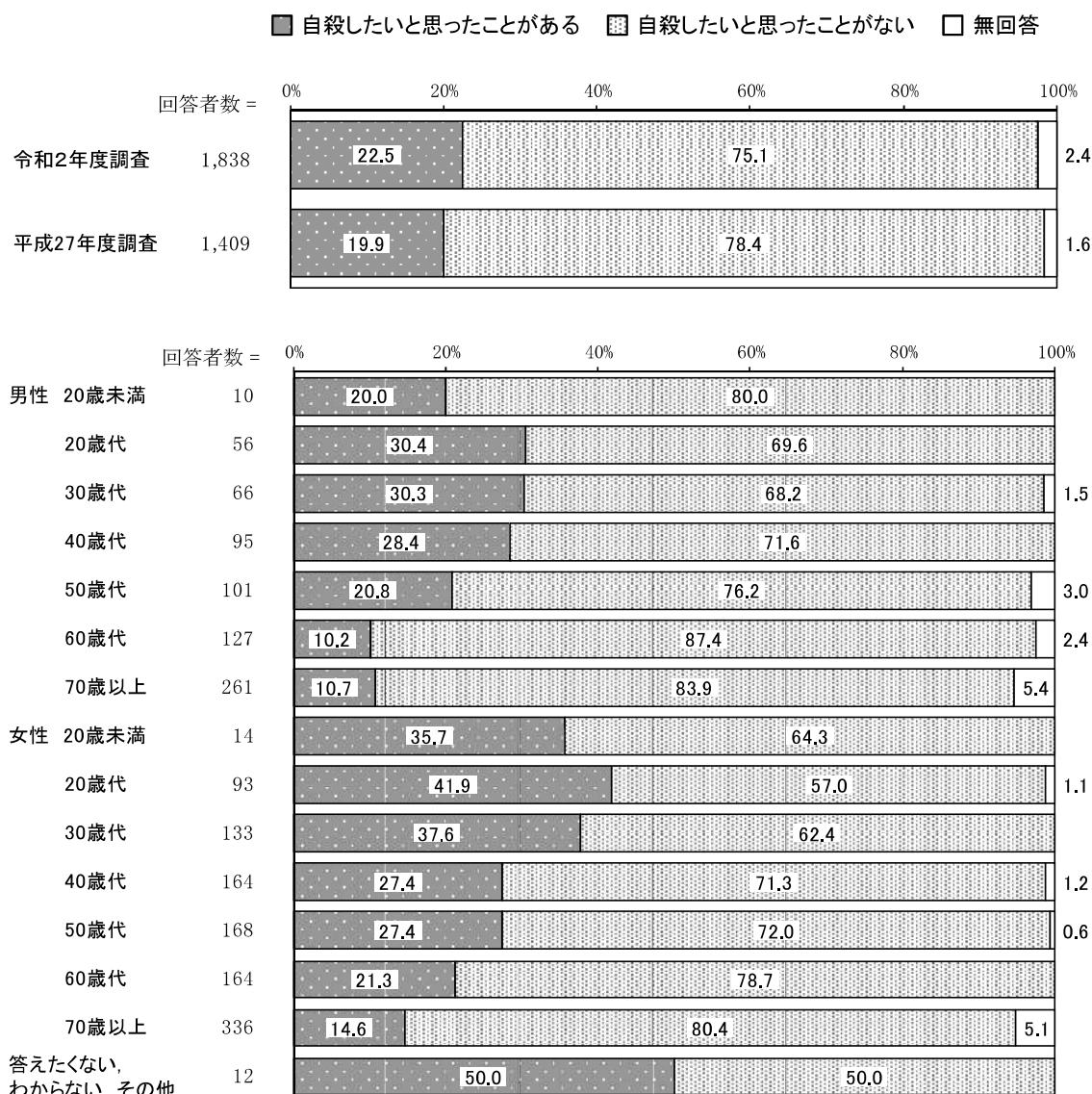
① 本気で自殺したいと考えたことの有無

「自殺したいと思ったことがある」の割合が22.5%、「自殺したいと思ったことがない」の割合が75.1%となっています。

平成27年度調査と比較すると、「自殺したいと思ったことがある」の割合が増加しています。

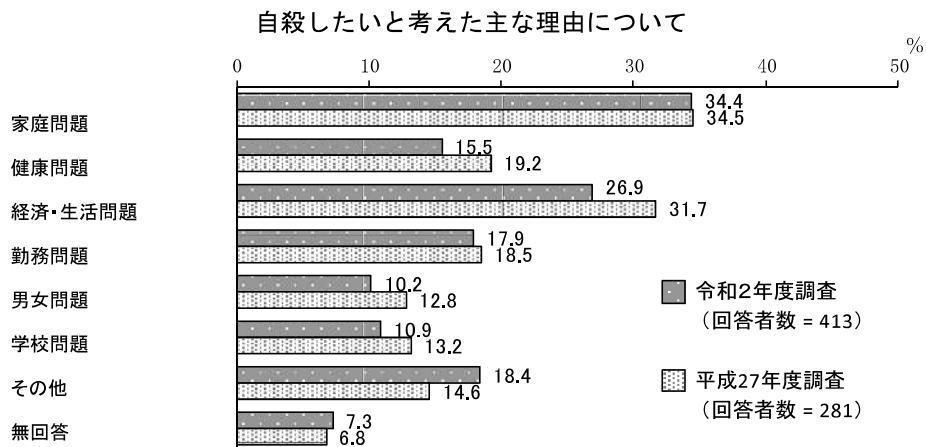
性・年齢別でみると、他に比べ、女性の20歳未満、20歳代、30歳代、性別を「答えたくない、わからない、その他」で「自殺したいと思ったことがある」の割合が高くなっています。

本気で自殺したいと考えたことの有無について



② 自殺したいと考えた主な理由

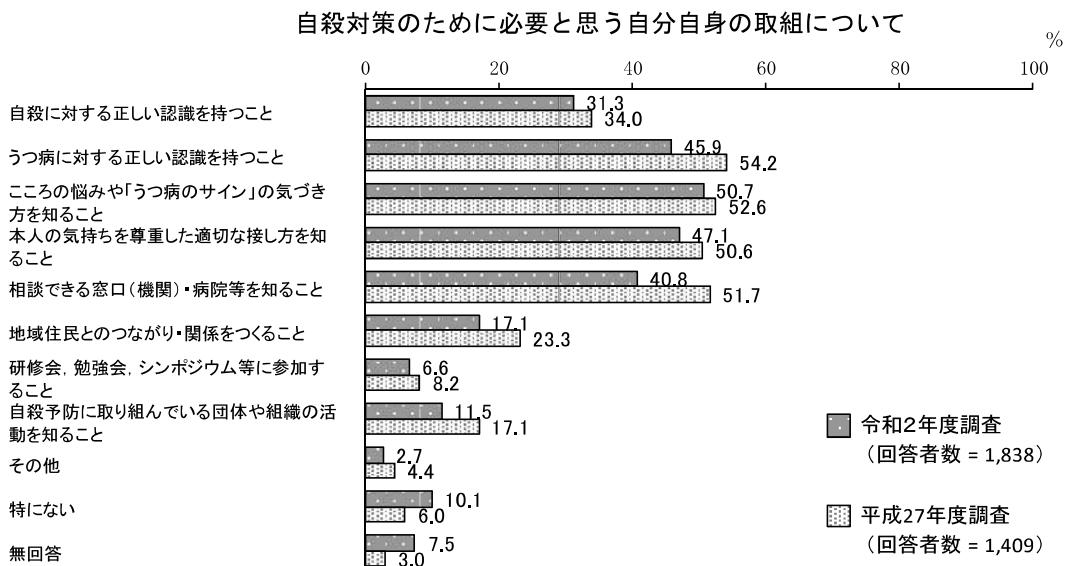
「家庭問題」の割合が34.4%と最も高く、次いで「経済・生活問題」の割合が26.9%、「勤務問題」の割合が17.9%となっています。



③ 自殺対策のために必要と思う自分自身の取組

「こころの悩みや「うつ病のサイン」の気づき方を知ること」の割合が50.7%と最も高く、次いで「本人の気持ちを尊重した適切な接し方を知ること」が47.1%、「うつ病に対する正しい認識を持つこと」が45.9%となっています。

平成27年度調査と比較すると、特に「うつ病に対する正しい認識を持つこと」「相談できる窓口（機関）・病院等を知ること」「地域住民とのつながり・関係をつくること」「自殺予防に取り組んでいる団体や組織の活動を知ること」の割合が減少しています。





自殺対策について

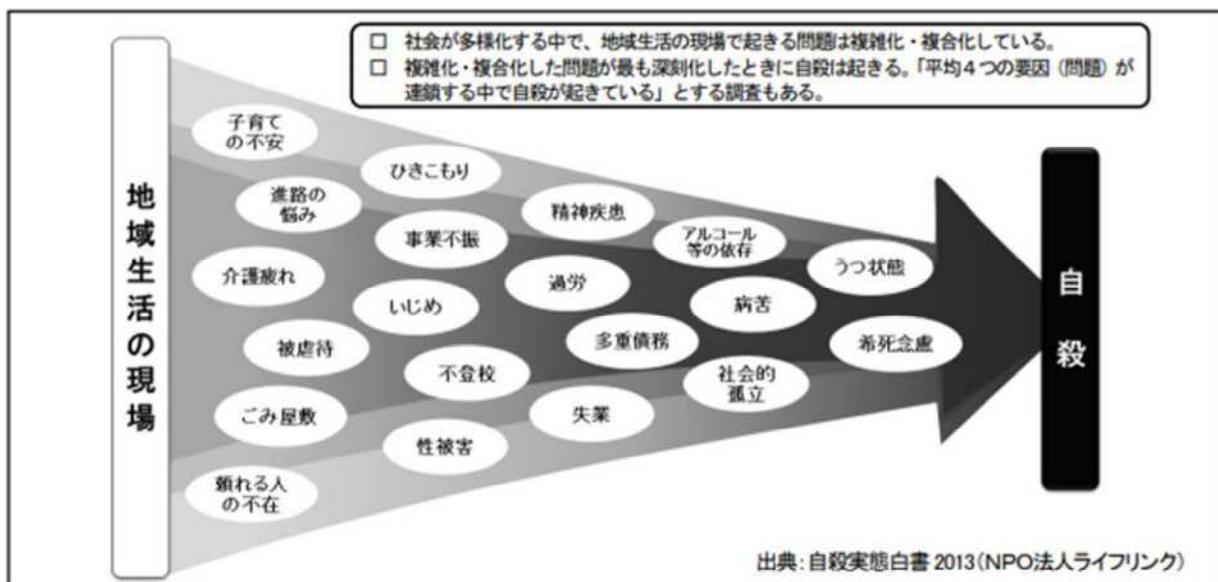
1 / 自殺対策の考え方

自殺は、「メンタルヘルスの問題」と捉えられがちですが、ほとんどの場合の最初のきっかけが、介護や子育てなどの家庭での悩み、業績や職場の人間関係などの仕事上の悩み、進学先や就職先などの将来の不安など、誰にでも起こりうるものです。また、自殺の多くは、ひとつの要因だけではなく、いくつかの要因が重なり、次第に心理的に追いつめられた結果、うつ病等の精神疾患を発症し、引き起こされてしまうことから、「追い込まれた末の死」と言われています。

自殺対策を推進するうえでは、このような自殺に対する正しい認識を普及させるとともに、支援に当たっては、今まさに自殺を図ろうという時点だけを見るのではなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれる過程も踏まえながら、それを防ぐための対策を検討していくことが必要です。

また、自殺の危機要因を減らす取組だけでなく、個人や地域において、自己肯定感や信頼できる人間関係、地域とのつながりなど、危機の回避を手助けする「生きることの促進要因」を増やす取組も重要となります。

自殺の危機要因イメージ図



出典：市町村自殺対策計画策定の手引き（厚生労働省）から引用

2 取組方針

本計画では、自殺を巡る状況、国の自殺総合対策大綱、「京都市こころの健 康づくりに関する意識調査」の結果を踏まえた課題について、引き続き、前計画の5つの取組方針を掲げ、【事前予防】【危機対応】【事後対応】の3つの視点をもとに、ライフステージや京都市の特性にも着目しながら様々な取組を進めていきます。

基本理念のとおり、市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す中で、今後5年間の本計画期間では、以下の5つの取組方針に基づき、様々な自殺対策を推進することで、令和9年には、自殺死亡率が令和3年から10%以上減少した13.0（自殺者数は188人）以下となることをを目指します。

取組方針1 市民一人ひとりがお互いに気づきと見守りのできる 地域づくり【事前予防】

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことができる社会的な問題です。自殺に追い込まれるという危機は“誰にでも”起こり得るのであって、その場合には誰かに援助を求めることが大切であるということを、市民に啓発していく必要があります。

また、市民一人ひとりが、自分の周りで自殺を考えている人の存在に“気づき”、“声をかけ”、“話を聴き”、必要に応じて適切な相談機関や専門家等に“つなぎ”、“見守って”いけるよう、あらゆる機会をとらえて自殺の防止等に関する啓発を行い、市民が互いに気づき合い、相談しやすい地域づくりを促進します。

さらに、制度の狭間にいる人、複合的な課題を抱えながら自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、医療機関や関係機関等が連携・協力して包括的に支援する体制を充実します。

取組方針2 適切な相談支援と医療につなげる体制づくり 【危機対応】

様々な問題を抱え、自殺のリスクが高い人が適切な支援を受けられるよう、生活の場で孤立しない仕組みづくりや、相談窓口の周知、自殺対策の支え手となる人材の育成を推進します。また、新型コロナウイルス感染症をはじめ、これまでに経験したことのない状況が発生した際にも、こころの健康への影響を踏まえ、必要な相談体制を整備します。

自殺未遂者や精神疾患のある方等自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、精神科医療の更なる向上、及び、かかりつけ医や産業医等の精神科以外の医療関係者における資質向上にも努めます。

取組方針3 自死遺族等への支援【事後対応】

自殺は本人だけでなく、家族をはじめ周囲の人々にも、様々な影響を与えます。自死遺族は、大切な人を失ったことに対する深い悲しみや自責の念を抱き、また、周囲の誤解や偏見により地域から孤立状況に陥る可能性があります。その影響を和らげるために、遺された人等に対する心理的ケアを行うとともに、必要な情報提供を行うなど、支援を充実します。また、遺族の自助グループ等の地域における活動を支援します。

取組方針4 ライフステージに合わせた支援

自殺の背景には多種多様な要因がからみ、健康問題、経済・生活問題、家庭問題、学校問題、職場問題などが複雑に関係していることから、ライフステージにより、自殺に至る原因や背景が異なっています。

「子ども・若者世代」、「働く・子育て世代」、「シニア・シルバー世代」の各ステージごとの課題に応じた取組を進めます。

ライフステージ	想定される課題
子ども・若者世代	学校生活や働くことに対する悩み等
働く・子育て世代	子育ての悩み、職場におけるメンタルヘルス等
シニア・シルバー世代	健康問題、介護によるストレス等

**取組方針 5 学生・寺社のまちという京都らしい力を生かした
こころ安らぐまちづくり**

京都の「大学のまち・学生のまち」、「寺社の多いまち」という特性を生かし、大学と連携した学生支援の取組や、いのちの大切さに取り組む団体、寺社、教会と協力し、悩みを抱えた人が参加しやすい取組を開拓していきます。

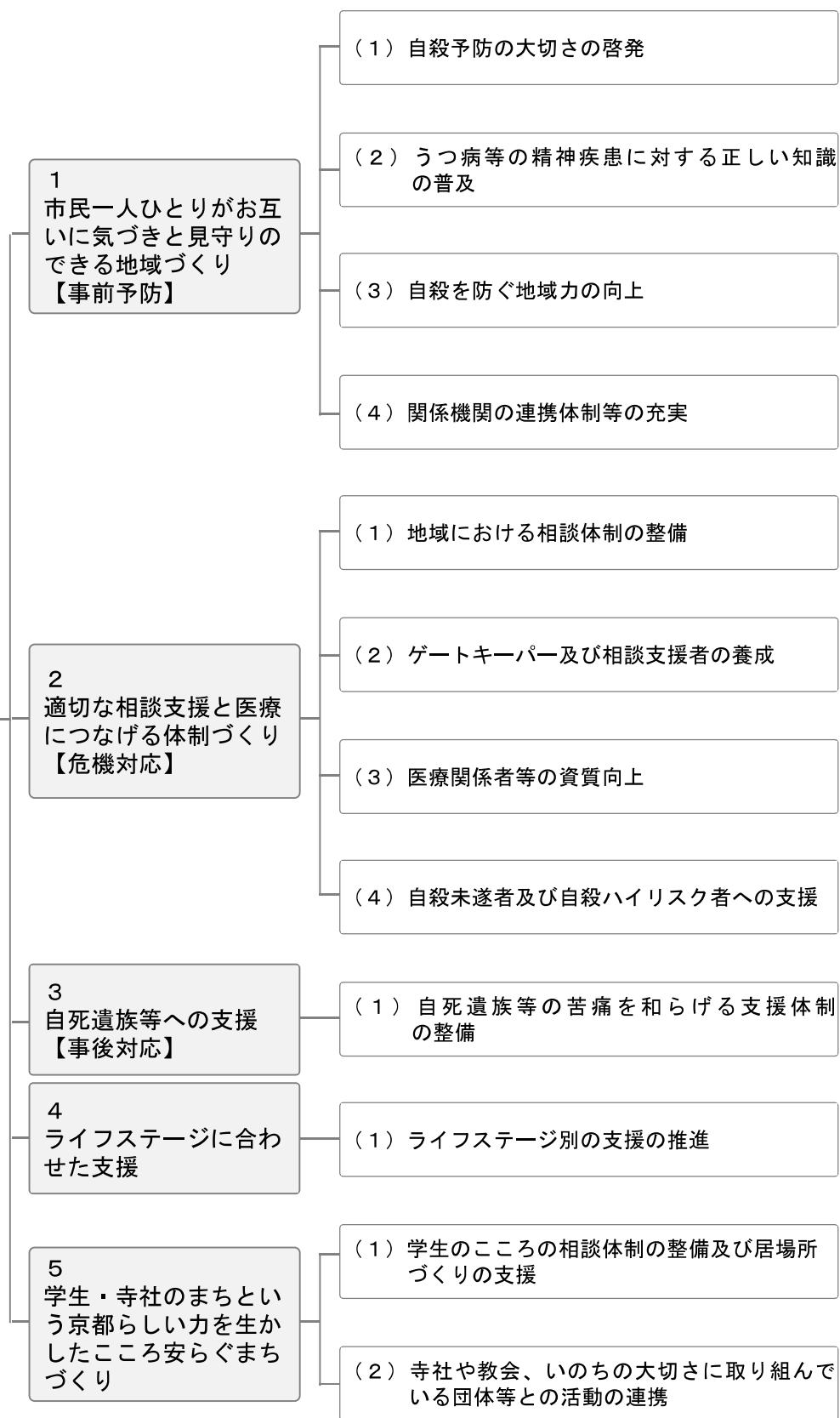
3 / 計画の体系

[基本理念]

[取組方針]

[施策]

市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、市民一人ひとりが、かけがえのない「いのち」を大切にするこころと生きる力を育むとともに、人と人とのこころがつながり、ともに支え合うまち・京都をつくります



4 / 具体的な取組

5つの取組方針の下、本計画では以下の取組内容を展開します。

取組方針 1 市民一人ひとりがお互いに気づきと見守りのできる地域づくり【事前予防】

(1) 自殺予防の大切さの啓発

事業・取組	主な内容
① 自殺について市民への普及啓発	ア 自殺やこころの健康に対する正しい理解の普及啓発を目的とした講演会やシンポジウムなどを開催する。 イ 様々な媒体を活用し、相談窓口やこころの健康に関する情報発信を行う。
② 自殺予防週間（9/10～16）及び自殺対策強化月間（3/1～31）の中での集中的な啓発活動	ア 様々な媒体を活用し、相談窓口やこころの健康に関する情報発信を行う。（再掲） イ いのちの大切さや自死された方・遺族の方に思いをめぐらす機会にするとともに、関係機関・団体の活動や相談窓口の啓発を目的としたイベントなどを開催する。
③ ICT（インターネットやSNS等）を活用した正しい知識と支援情報の周知【新規】	ア 様々な媒体を活用し、相談窓口やこころの健康に関する情報発信を行う。（再掲）

(2) うつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及

事業・取組	主な内容
① うつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及	ア 講演会を開催し、うつ病等のこころの病に対する正しい知識の普及を行う。 イ 様々な媒体を活用し、相談窓口やこころの健康に関する情報発信を行う。（再掲）
② アルコール問題に対する正しい知識の普及	ア 講演会を開催し、アルコール問題に対する正しい知識の普及を行う。 イ 様々な媒体を活用し、相談窓口やこころの健康に関する情報発信を行う。（再掲） ウ アルコール関連問題啓発週間（11/10～16）における普及啓発活動を行う。
③ 長時間労働等に関する勤労者のこころの健康の啓発	ア 研修会やイベントなどを開催し、勤労者のメンタルヘルスに対する正しい知識の普及啓発活動を行う。
④ 産後うつ病に対する正しい知識の普及	ア 母子手帳交付時の妊婦全数面接や産後の全戸訪問等を通して、産後うつ病に対する正しい知識の普及を図る。
⑤ 思春期健康教育の充実	ア 思春期・青年期にある若者等を対象に講演会や思春期健康教育を実施する。

(3) 自殺を防ぐ地域力の向上

事業・取組	主な内容
① 地域力を生かした市民と共にによる 気づきと見守りの地域づくり	ア 市民ボランティアやゲートキーパーなどの育成・養成 や活躍を通して地域力の向上を図る。 イ 住民が気軽に集え、交流できる居場所づくりとそこで の声掛けや見守りを行う。
② こころのふれあいネットワーク活動 を生かした地域づくり	ア 各区役所・支所と地域の関係機関・団体等による ネットワークを生かし、こころの健康や自殺予防に関する 啓発を行う。
③ 誰もが気軽に利用できる居場所 づくり	ア 住民が気軽に集え、交流できる居場所づくりとそこで の声掛けや見守りを行う。(再掲)
④ 子どもに関するPTAや地域との 連携【充実】	ア いのちや人権に関する学習会等を開催する。 イ PTA連絡協議会と連携し、「親と子のこころのほっと ライン」などを通じて、子どもの年齢に関係なく、 身近に相談できる相手がない親や子どもたちの幅広い 相談を行う。【新規】
⑤ 高齢者への見守りの推進	ア 高齢者が地域で安心して暮らせるよう見守りや支え合 いを推進する。

(4) 関係機関の連携体制等の充実

事業・取組	主な内容
① 京都市地域自殺対策推進センターを 中核とした関係機関との連携強化	ア 「京都市自殺総合対策連絡会」や「京都市自殺総合対 策庁内推進会議」の運営、自殺対策に係る各種事業や 取組を通じて関係機関・団体等との情報共有や連携の 強化を図る。
② いのちの大切さに取り組む団体活動 への連携・協力	ア いのちの大切さに取り組んでいる関係団体、寺社や 教会が取り組む自殺予防や自死遺族支援のための活動に 連携・協力を行う。

取組方針 2 適切な相談支援と医療につなげる体制づくり 【危機対応】

(1) 地域における相談体制の整備

事業・取組	主な内容
① 相談窓口の周知の徹底	ア 様々な媒体を活用し、相談窓口やこころの健康に関する情報発信を行う。(再掲)
② 様々な相談に対応できる重層的な支援体制の充実	ア 関係機関や団体が連携し、こころの悩みや暮らしの相談等が1か所でできる相談会を実施する。 イ 自殺の危険度が高い相談者に対して、より細やかなケアや対応を行う。 ウ 新型コロナウィルス感染症の影響に伴うこころの悩みに関する相談にも応じる。
③ 「自死遺族・自殺予防こころの相談電話」による相談の実施	ア 「自死遺族・自殺予防こころの相談電話（きょうこころほっとでんわ）」の運用を行う。
④ 相談機関の連携の強化	ア 各相談機関が、関係機関等に相談窓口の情報提供を行うことにより、相談を希望する市民や支援を必要とする市民が、円滑に適切な窓口に繋がれるようにする。 イ 事例検討会等への参加を通して、連携の強化を図るとともに、より良い相談支援を展開できるようにする。
⑤ 各区役所・支所の自殺対策の総合的な相談支援	ア 地域の身近な相談窓口として、広くこころの健康に関する相談支援を行い、必要に応じて各制度所管課や関係機関等につなげる。
⑥ こころの健康等への相談体制の充実	ア 各区役所・支所を地域の身近な相談窓口として、広くこころの健康に関する相談支援を行うとともに、必要に応じて各制度所管課や関係機関等につなげる。
⑦ 生活や経済問題の相談体制の充実	ア 各区役所・支所や社会福祉協議会において、経済的・社会的自立に向け、就労や生活等の相談支援を行うほか、相談会の実施や就労体験の機会の提供、各種貸付等を行う。
⑧ 多重債務者等への相談体制の充実	ア 弁護士や司法書士による法律相談を実施する。 イ 消費生活総合センターにおいて、消費生活専門相談員による助言や弁護士への橋渡しを行う。
⑨ 失業者に対する雇用機会の創出	ア 求職者に対して、企業での実践的な就労体験の機会を提供し、就労に向けた支援を行う。
⑩ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進【充実】	ア 京都産業保健総合支援センター等との連携の下、研修会やイベントなどを開催し、職場におけるメンタルヘルスに対する正しい知識の普及啓発を行う。【新規】 イ 経営難に直面した中小企業からの相談に応じる。 ウ 中小企業からの労務・衛生面に関する相談に応じる。【新規】 エ 中小企業の魅力の発信や企業と学生の交流の場の提供、就職後のフォローアップなど、次世代を担う人材の確保や就労定着に向けた取組を行う。 オ 市内の精神科医やこころの健康増進センターと連携し支援を行う。【新規】

<p>⑪ 様々な悩みを抱える女性への支援 【新規】</p>	<p>ア ウィングス京都（京都市男女共同参画センター）において、家庭問題等やDVに関する相談支援や、孤独・独立で不安や困難を抱える女性の居場所づくりを行う。 【新規】</p> <p>イ 京都市DV相談支援センターにおいて、女性被害者からのDVに関する相談支援を行う。</p> <p>ウ にんしんホッとナビなどを通じ、不妊・不育症、思ひがけない妊娠等の妊娠・出産に関する様々な悩みについて、相談窓口を設置し、相談支援を行う。 【新規】</p> <p>エ 母子手帳交付時の妊娠全数面接や産後の全戸訪問等を通して、産後うつ病に対する正しい知識の普及を図る。 (再掲)</p>
<p>⑫ 家庭問題等の相談とDV被害者への支援</p>	<p>ア ウィングス京都（京都市男女共同参画センター）において、性別に関わらず、家庭問題等やDVに関する相談支援を行う。また、孤独・孤立により、不安や困難を抱える女性の居場所づくりを行う。 【新規】</p> <p>イ 京都市DV相談支援センターにおいて、女性被害者からのDVに関する相談支援を行う。(再掲)</p>
<p>⑬ 性的少数者への支援 【新規】</p>	<p>ア 性的少数者の方々やその周囲の人たちが、気軽に集まって交流できる居場所づくりや相談支援を行う。 【新規】</p> <p>イ 性の多様性への理解促進のための啓発を通じて、性的少数者が相談しやすい環境づくりを行う。 【新規】</p>
<p>⑭ ひきこもりへの相談支援 【充実】</p>	<p>ア 「よりそい・つなぐ」相談窓口と各区役所・支所保健福祉センターで構成されるひきこもり地域支援センターをはじめ、関係機関・団体等において連携を図りながら、ひきこもり支援に係る総合的な支援を進める。 【新規】</p> <p>イ ひきこもり支援に携わる方を対象に、ひきこもりに関する研修会や正しい知識の啓発を行う。</p>
<p>⑮ 孤独・孤立対策の推進 【新規】</p>	<p>ア 「孤独・孤立」状態にある人が適切な支援を受けられるよう、相談窓口に関する情報発信を行うと共に、関係機関・団体同士で相互連携・情報共有を図り、重層的な支援体制を構築する。 【新規】</p> <p>イ 「よりそい・つなぐ」相談窓口と各区役所・支所保健福祉センターで構成されるひきこもり地域支援センターをはじめ、関係機関・団体等において連携を図りながら、ひきこもり支援に係る総合的な支援を進める。 (再掲)</p> <p>ウ 「地域あんしん支援員」などを通じて、社会的孤立等の状態にあり、福祉的な支援が必要にもかかわらず、支援につながっていない方等に対して、継続して寄り添いながら、地域や関係機関と連携し、適切な支援に結び付ける。 【新規】</p> <p>エ ウィングス京都（京都市男女共同参画センター）において、孤独・孤立により、不安や困難を抱える女性に寄り添った相談支援や居場所づくりを行う。 (再掲)</p>
<p>⑯ 自助グループや支援団体への支援</p>	<p>ア 自助グループや支援団体の活動を支援するため、会場の提供を行う。</p>
<p>⑰ 外国人のためのメンタルヘルスの推進</p>	<p>ア 専門家による外国人を対象としたこころの悩みに関するカウンセリングを行う。</p>
<p>⑱ 大規模災害における被災者のこころのケア、生活再建の推進</p>	<p>ア 大規模災害時の被災者のこころのケアを中長期的にわたり行えるよう、国・府・民間団体等との連携を推進する。</p>

⑯ 感染症等の新たな課題に対する支援 【新規】	ア 新型コロナウイルス感染症をはじめ、これまでに経験したことのない状況等が発生した際には、こころの健康に与える影響を踏まえ、必要な支援体制を整備する。 【新規】
-------------------------------	---

(2) ゲートキーパー及び相談支援者の養成

事業・取組	主な内容
① ゲートキーパーの養成研修	ア 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をとることができるように、行政機関職員や地域の関係機関、市民等を対象にゲートキーパー養成研修を行う。
② 相談業務を担当する職員や相談員への研修	ア 相談業務を担当する職員に対し、相談技術や自殺予防についての研修を行う。
③ 自殺対策従事者へのこころのケアの推進	ア 相談業務担当者及び自殺対策従事者自身のこころの健康を維持するために効果的な支援を行う。

(3) 医療関係者等の資質向上

事業・取組	主な内容
① 医薬品及び毒物・劇物の適正な取扱い指導と薬物乱用防止の啓発	ア 睡眠薬や精神安定剤等の医薬品の適正な取扱いを確保するため、医療機関や薬局等に対する指導を行う。 イ 覚せい剤や大麻、違法ドラッグ等の薬物乱用防止に関する啓発に取り組む。
② かかりつけ医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上	ア 産業医や職場の労務担当者等を対象に研修会を開催し、うつ病の早期受診と適切な対応の知識の普及を推進する。 イ 地域における一般科医や産業医と精神科医の連携を深めるための交流会を開催する。
③ 精神科医療・保健・福祉体制の充実	ア 精神保健に関する知識を普及・啓発し、早期受診につなげる。 イ 各福祉サービスの利用を促進するとともに、自立支援医療制度による治療の継続や医療費負担の軽減を図る。
④ 精神科救急医療システムの充実	ア 自殺未遂者等の身体的治療を要する精神疾患患者への医療が円滑に提供できるよう、一般科医療と精神科医療の連携体制の構築を推進する。

(4) 自殺未遂者及び自殺ハイリスク者への支援

事業・取組	主な内容
① 健康問題等のある自殺ハイリスク者の自殺の防止	ア 自殺の危険度が高い相談者に対して、より細やかなケアや対応を行う。(再掲) イ 死にたい気持ちを抱えた方への居場所づくりを行う。 ウ インターネット上における自殺予告に対し、安否確認や相談窓口等の情報提供を行う。
② 救急医療機関や関係機関との連携による支援体制の構築	ア 自殺未遂者及びその家族に関わる機会が多い警察や医療機関に対して、研修や相談窓口等の情報提供を通して連携を図る。

③ 医療関係者に向けた自殺対策の研修	ア 自殺未遂者や自殺の危険度が高い方に関する医療関係者等を対象に研修を行う。
④ 依存症への対策【新規】	ア 様々な媒体を用いた情報発信や講演会の開催等により、依存症に関する正しい知識の普及啓発を行う。 【新規】 イ 依存症の方及びその家族等に対する相談支援を行う。 【新規】 ウ 依存症専門医療機関の選定・周知を行い、依存症に対応可能な医療機関の体制整備を推進する。【新規】 エ 依存症対策を総合的に推進するため、関係機関・団体との連携を図る。【新規】
⑤ 自殺未遂者への支援【新規】	ア 過去に自殺を図った経験のある方が集い、交流できる居場所づくりに取り組む。【新規】 イ 自殺未遂者及びその家族に向けた機会が多い医療機関や警察に対して、相談窓口や精神科病院等の情報提供を行う。【新規】

取組方針3　自死遺族等への支援【事後対応】

(1) 自死遺族等の苦痛を和らげる支援体制の整備

事業・取組	主な内容
① 自死遺族等に対する支援体制の拡充	ア 電話による相談支援やカウンセリング、相談会や交流会等の開催を通して、自死遺族や専門家等によるこころのケアを行う。 イ 自死遺族及びその支援者や突然大切な人を失った方等を対象に、自身のこころとからだのケア等に関する研修会の開催や、グリーフケアに関するリーフレットの配布による周知・啓発を行う。
② 児童・生徒に対するケア	ア カウンセリングの実施や当該学校等への専門職の派遣を行い、在校生や教職員のこころのケアにあたる。
③ 職場や大学等でのケア	ア カウンセリングの実施や職場等への専門職の派遣を行い、こころのケアにあたる。
④ 自殺未遂者への支援（再掲）	ア 過去に自殺を図った経験のある方が集い、交流できる居場所づくりに取り組む。（再掲） イ 自殺未遂者及びその家族に向けた機会が多い医療機関や警察に対して、相談窓口や精神科病院等の情報提供を行う。（再掲）

取組方針4 ライフステージに合わせた支援

(1) ライフステージ別の支援の推進

事業・取組	主な内容
① 学校教育における実践	<p>ア 道徳教育等の学校教育活動を通して、いのちの大切さ等について学ぶための取組を行う。</p>
② 学校生活やこころの悩み等に関する教育相談体制の充実【充実】	<p>ア 児童・生徒やその保護者が相談できる体制を推進する。</p> <p>イ 児童・生徒が相談しやすいように、メールやSNSなどのICTを活用した相談体制を推進する。【新規】</p> <p>ウ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置を行い、児童生徒のこころのケアや様々な環境への働き掛けを行う。</p> <p>エ 児童・生徒にアンケート調査を実施し、学級や子ども自身に関わる状況の把握と早期の対応を行う。</p> <p>オ 児童生徒登校支援連絡会議等を通じて学校・保護者・関係機関等の連携を図る。</p>
③ 学校における健康観察による早期対応	<p>ア 日々の健康観察のほか、児童・生徒にアンケート調査を実施し、こころとからだの状況の把握と早期の対応を行う。</p>
④ 子ども・若者の健やかな成長のための支援施策の推進【充実】	<p>ア 子ども・若者総合相談窓口をはじめとした、学校生活やこころの悩み等に関する相談対応や、様々な媒体を用いた相談窓口等の啓発、民間団体等における活動の支援等を行う。</p> <p>イ 家庭でのルール作りやフィルタリングの設定等の支援など、インターネットやSNSに起因する子ども・若者のトラブルを回避するための取組を行う。【新規】</p> <p>ウ 生活保護世帯等の子どもを対象とした学習会を開催するとともに、学習支援を通して日常的・社会的な能力の習得に向けた援助を行い、生活保護世帯等の自立支援を推進する。</p>
⑤ ニート状態にある青少年への相談支援	<p>ア 子ども・若者総合相談窓口をはじめとした、ニートやこころの悩み等に関する相談対応や、民間団体等における活動の支援等を行う。</p> <p>イ 京都若者サポートステーションにおいて、職に就いていない14~9歳以下の方及びその家族を対象に、臨床心理士やキャリアコンサルタントへの相談、職業体験等による就労支援を行う。</p>
⑥ 青少年の相談事業等の推進	<p>ア こども相談24時間ホットラインや各相談機関等における相談支援体制を推進する。</p> <p>イ 民間の団体が行う活動を支援するため、補助金の交付を行う。</p>
⑦ 大学と協働した学生支援のネットワーク構築	<p>ア 大学生を対象に、ゲートキーパーやいのちの大切さに関する講義を行う。</p>

<p>⑧ 学生の居場所づくりの支援【充実】</p>	<p>ア 「京都学生祭典」への参画の促進や青少年活動センターにおける活動、学生団体による大学生のためのコミュニティ“Miles”の運営等を通して、学生の居場所づくりに資する取組を行う。 イ 学生の居場所づくりに取り組む学生団体と協働の下、身近な者に相談できる環境づくりに取り組む。【新規】</p>
<p>⑨ 若者の職業的自立を支援する体制の整備</p>	<p>ア 京都若者サポートステーションにおいて、若年無業者等を対象としたこころの相談やキャリア相談、職業体験等による就労支援を行うとともに、関係機関との連携を図りながら、職業的自立に向けた支援を進める。</p>
<p>⑩ 就職活動や就労支援の充実</p>	<p>ア 京都市わかもの就職支援センターを拠点に、企業の魅力の発信や企業と学生の交流の場の提供、就職後のフォローアップ等を行い、学生等の市内中小企業への就職・定着に向けた取組を行う。</p>

事業・取組	主な内容
<p>① 妊娠期からの切れ目のない支援【新規】</p>	<p>ア 母子手帳交付時の妊婦全数面接や産後の全戸訪問等を通して、産後うつ病に対する正しい知識の普及を図る。(再掲) イ んしんホッとナビなどを通じ、不妊・不育症、思ひがけない妊娠等の妊娠・出産に関する様々な悩みについて、相談窓口を設置し、相談支援を行う。(再掲)</p>
<p>② 子育ての悩みや虐待等に関する相談</p>	<p>ア 家庭訪問や電話相談をはじめ、各種事業や関係機関・団体等の取組を通じて、子育ての悩みや虐待等に関する相談支援を行う。 イ 社会福祉協議会において、経済的・社会的自立に向け、各種貸付を行う。 ウ 医療的ケアを必要とする子どもやその家族を支援する医療従事者や子育てに携わる支援者等の育成を行い、様々な相談に対応する。 エ 様々な媒体や講演会等の機会を活用し、子育てや児童虐待防止、相談窓口等に関する情報発信や啓発を行う。</p>
<p>③ 勤労者のメンタルヘルスの推進</p>	<p>ア 様々な媒体や講演会等の機会を活用し、テレワークの適切な運用をはじめとした長時間労働の防止やハラスメント、勤労者のメンタルヘルスに関する普及啓発に取り組む。 イ ストレスチェック制度を利用した面接指導や、関係機関の連携により開催する総合相談会での産業カウンセラー等による相談、京都産業保健総合支援センターにおける専門職による相談を行う。 ウ 事業所等がメンタルヘルス対策に取り組むうえで生じる様々な問題や悩みについて、京都産業保健総合支援センターを拠点とした、専門スタッフによる相談対応を実施する。 エ 研修会等の開催や講師派遣を行い、産業医や衛生管理者等、産業保健に携わる人材の育成を図る。</p>

事業・取組	主な内容
① 地域包括支援センターの活動への支援	ア 地域包括支援センターにおいて、一人暮らしの高齢者の全戸訪問事業を実施するとともに、介護や健康、生活等に関する相談支援を行う。 イ 地域包括支援センター職員等への研修を開催し、相談支援の質の向上を図る。
② 高齢在宅介護者への支援	ア 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所において、高齢者やその家族からの様々な相談や心配ごとに対応し、必要に応じて適切なサービスや制度、関係機関につなげる。
③ 高齢者の社会参加への促進支援 【充実】	ア 高齢者が地域で安心して暮らせるよう見守りや支え合いを推進する。(再掲) イ 民生委員、老人福祉員や一人暮らしのお年寄り見守りセンターなど、地域と連携しながら、高齢者が安心して日常生活を営むことができるよう取り組む。【新規】

取組方針5 学生・寺社のまちという京都らしい力を生かした こころ安らぐまちづくり

(1) 学生のこころの相談体制の整備及び居場所づくりの支援

事業・取組	主な内容
① 青少年の相談事業等の推進 (再掲)	ア こども相談24時間ホットラインや各相談機関等における相談支援体制を推進する。(再掲) イ 民間の団体が行う活動を支援するため、補助金の交付を行う。(再掲)
② 大学と協働した学生支援のネットワーク構築(再掲)	ア 大学生を対象に、ゲートキーパーやいのちの大切さに関する講義を行う。(再掲)
③ 学生の居場所づくりの支援 (再掲)	ア 「京都学生祭典」への参画の促進や青少年活動センターにおける活動、学生団体による大学生のためのコミュニティ“Miles”の運営等を通して、学生の居場所づくりに資する取組を行う。(再掲) イ 学生の居場所づくりに取り組む学生団体と協働の下、身近な者に相談できる環境づくりに取り組む。(再掲)

(2) 寺社や教会、いのちの大切さに取り組んでいる団体等との活動の連携

事業・取組	主な内容
① いのちの大切さに取り組む団体活動への連携・協力(再掲)	ア いのちの大切さに取り組んでいる関係団体、寺社や教会が取り組む自殺予防や自死遺族支援のための活動に連携・協力をを行う。(再掲)



第 5 章

自殺対策の推進体制

1 / 推進体制・役割

自殺対策を推進するためには、行政、各関係機関・団体などが協働し、あらゆる立場から取組を進めるとともに、総合的な対策の推進に向けて、有機的な連携を強化していくことが不可欠です。

このため、本市では自殺及び自殺対策の実態把握や情報分析を行うとともに、関係機関・団体の連携の中核として、きめ細かな支援を推進する「京都市地域自殺対策推進センター」において、自殺対策の総合的な推進を図ります。

また、「こころの健康増進センター」では、自殺対策の普及啓発及び相談支援について、全市的な対策を行うとともに、各区役所・支所への研修や助言指導を行います。

さらに、各区役所・支所の「保健福祉センター」においては、「障害保健福祉課」を自殺対策の身近な窓口として位置付け、各制度の所管課・関係機関等との連携を強化し、各区役所・支所における総合的な相談支援体制の整備及び自殺対策の普及啓発等に取り組んでいきます。

(1) 市民・地域社会

市民一人ひとりが自殺対策の必要性や、こころの健康問題の重要性を認識し、自らのこころの不調に気づくとともに、身近にいるかもしれない自殺を考えている人の発するサインに気づき、必要な機関につなぎ、ともに支え合い、温かく見守ることで、いのちの大切さを市民一人ひとりが認識することが重要です。

市民の意識や地域での社会構造が変化していく中、住民自治による地域を支える力を生かし、セーフティネットが広く細やかに機能する地域となるよう、地域の関係機関が連携して「自殺を防ぐことができる地域づくり」への取組を進めます。

(2) 関係機関・団体等

保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関や民間団体は、それぞれの専門的な立場から、家庭・地域・学校・職場における自殺予防のための活動に積極的に取り組むとともに、相互の連携を推進します。

また、「大学のまち・学生のまち」「寺社の多いまち」という京都の特性を生かし、大学、寺社や教会等による自殺予防の取組を推進します。

(3) 京都市

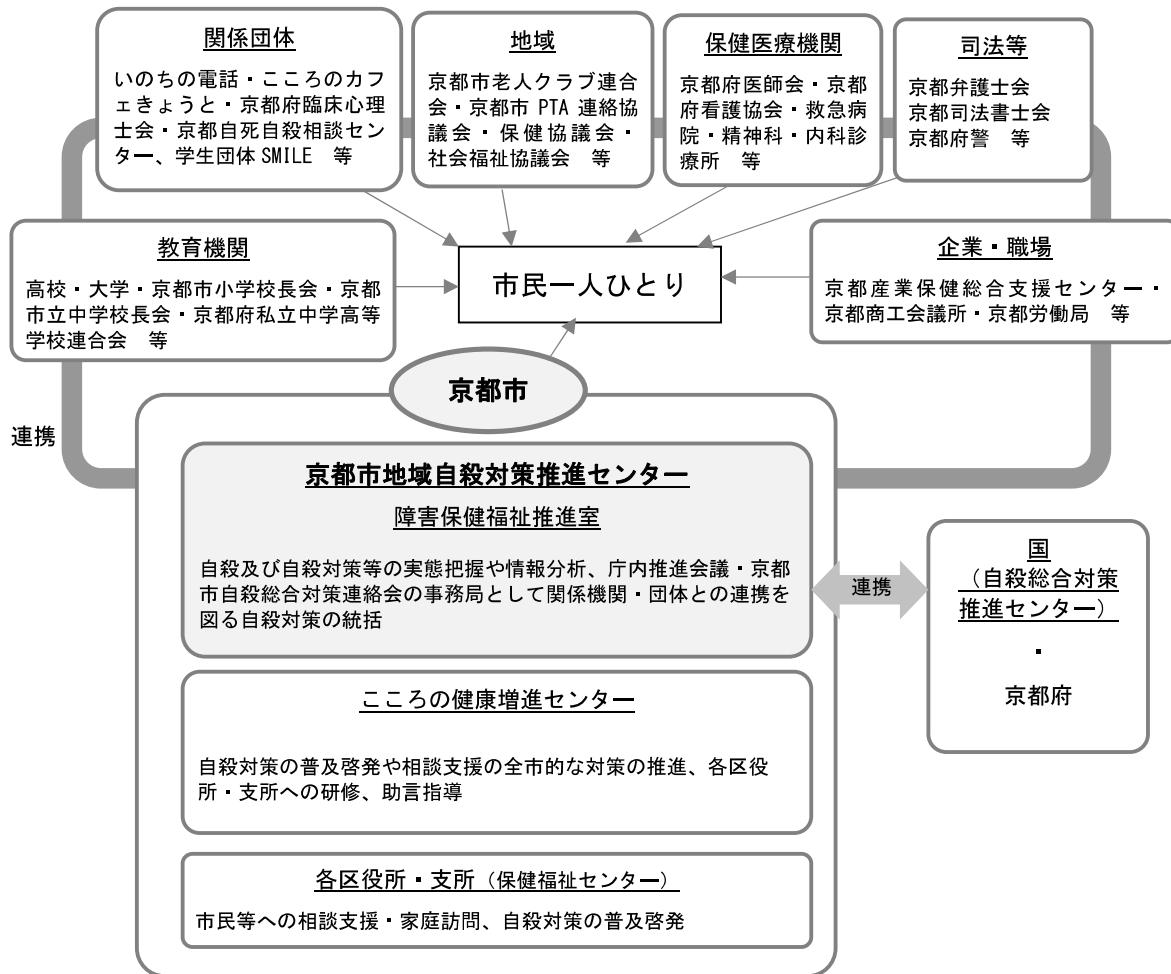
自殺の原因や背景となる様々な悩みや問題を抱える市民に対して、個々の状況に即した実効ある相談支援に取り組みます。

また、本市の自殺の実態や各関係機関・団体が行う自殺対策の取組状況をきめ細かく把握し分析を行ったうえで、本市の特性や課題を踏まえた、実効ある自殺対策の構築や充実に取り組みます。

あわせて、「京都市自殺総合対策連絡会」、「京都市自殺総合対策庁内推進会議」の運営等を通じて、関係機関・団体等に対して必要な情報提供を行うとともに、連携・協力体制を強化しながら、総合的な自殺対策を推進します。

2 / 計画の評価と見直し

計画の着実な実施を図るため、具体的な取組状況について、定期的に点検・評価を行うとともに、国の法律や動向、社会情勢に応じて、新たな課題への対応策などについて、関係部局、関係機関等から意見を聴取し、必要な場合は計画を見直します。



関係団体

1 京都市自殺総合対策連絡会 構成機関・団体等（令和5年3月現在）

機関・団体等	
団 体 ・ 機 関 の 代 表	学識経験者
	市民公募委員
	京都市PTA連絡協議会
	京都市保健協議会連合会
	(一社)京都市老人クラブ連合会
	(社福)京都市社会福祉協議会
	京都市小学校長会
	京都市立中学校長会（生徒指導部会）
	京都府私立中学高等学校連合会
	京都商工会議所
企業・職場	京都労働局労働基準部健康安全課
	独立行政法人労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センター
	(一社)京都府医師会
保健医療機関等	(公社)京都府看護協会
	京都弁護士会
司法等	京都司法書士会
	京都府警察本部
	(社福)京都いのちの電話
関係団体等	こころのカフェきょうと（自死遺族サポートチーム）
	(一社)京都府臨床心理士会
	認定特定非営利活動法人 京都自死・自殺相談センター
	学生団体SMILE
	京都市教育委員会 指導部生徒指導課
京都市	京都市教育委員会 体育健康教育室
	保健福祉センター
	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課
	保健福祉局 こころの健康増進センター
事務局	保健福祉局 障害保健福祉推進室

2 京都市自殺総合対策連絡会 ワーキンググループ会議

ワーキンググループ構成団体	
学識経験者	
地域	京都市P T A連絡協議会
企業・職場	独立行政法人労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センター
保健医療機関等	公益社団法人 京都府看護協会
司法等	京都弁護士会
関係団体等	こころのカフェきょうと (自死遺族サポートチーム)
京都市	教育委員会 指導部生徒指導課 保健福祉センター
事務局	保健福祉局 こころの健康増進センター 保健福祉局 障害保健福祉推進室
オブザーバー	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課



京都市自殺対策
シンボルマーク

第3次 きょう いのち ほっとプラン (京都市自殺総合対策推進計画)

令和5年3月

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話 075-222-4161 FAX 075-251-2940

京都市こころの健康増進センター

〒604-8854

京都市中京区壬生仙念町30（令和5年度移転予定）

電話 075-314-0355 FAX 075-314-0504

京都市印刷物 第043203号